

3月臨時教育委員会（第2回）会議録

- 1 開催日 令和2年3月27日（金）
- 2 開催場所 新館8階 教育委員室
- 3 出席した委員 小南教育長、廣岡委員、播委員、坂元委員、土屋委員
- 4 出席した職員 高井教育総務部長、山本教育指導部長、
吉田教育総務部次長、杉本教育指導部次長、
神吉教育指導部学校教育担当参事、
山野教育総務課長、岸田学務課長、
福島社会教育・スポーツ振興課長、
境学校教育課長、姫路少年自然の家所長、
藤崎教育総務課副課長、岡本教育総務課管理調整係長
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事の要旨
 - 開 会 午後1時30分
 - 会議録署名委員指名のこと
播委員に決定
 - 3月定例教育委員会の会議録報告承認のこと
（事務局より会議録朗読報告）
承 認
 - 会議公開の可否決定のこと
全ての議事を公開することに決定

(協議事項)

- 1 加古川市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：改正の理由(2)に記載のある私立幼稚園助成事業及び私立幼稚園保育料軽減事業を廃止した理由を教えてください。

事務局：幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の経済的負担を増大させることなく教育環境の向上等を目的とした保育料の引上げを行うことが可能となり、私立幼稚園に対する助成の必要が乏しくなったほか、保護者の保育料負担がなくなったことで多子世帯に対して保育料を軽減する必要もなくなったためである。

- 2 加古川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
(教育総務部次長から説明)

原案可決

- 3 加古川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：夏季休業期間が短縮されることにより、研修スケジュールが過密になることが考えられるため、教職員の負担軽減に配慮してもらいたい。

事務局：夏季休業中の研修については、回数や実施方法等を検討し、実施していきたい。また、例年実施している全市研修会については、全教員に対して一斉に実施するのではなく、指定した7つの研修会のいずれかひとつに必ず出席する形で実施する予定である。

- 4 加古川市私立幼稚園助成条例施行規則を廃止する規則の制定について
(教育総務部次長から説明)

原案可決

- 5 加古川市学校給食の実施に関する規則の制定について
(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：公会計化以前の条例等の制定状況について教えてもらいたい。

事務局：これまでは、学校給食会が私会計の中で運営していたため、条例等の制定はされていない。

委員：公会計化による変更点について教えてもらいたい。

事務局：大きな変更点はないが、例えば公会計化する前は、給食費の支払を各学校が指定する口座に振り込んでいただいていたが、今後は市の指定金融機関で支払が可能になるため、利便性が向上するものと考えている。

委員：様式第1号、第2号の対象者欄が、「対象幼児等」となっているが、「幼児」も含まれている理由を教えてもらいたい。

事務局：小・中学校の児童生徒だけでなく、加古川養護学校の幼児も学校給食を受けており、加古川市学校給食費に関する条例第2条において、「学校給食を受ける幼児、児童又は生徒（以下「幼児等」という。）」と定義しているため、「対象幼児等」と記載している。

委員：第4条第1号の食物アレルギー等による学校給食の停止に該当し、学校給食が提供されない場合、代替食の対応について教えてもらいたい。

事務局：保護者からの申告に基づき、牛乳アレルギーの場合は牛乳を除いて提供することや、摂取することができない食材が多い場合はお弁当を持参するなど、事前の調整により個々の事情に応じた対応を行う。

委員：食物アレルギーについては、学校、保護者、児童生徒が認識しているにもかかわらず、誤って対象の給食を摂取し、学校の過失が問われる事例が全国的にも見受けられるため、学校での指導をしっかりと行ってもらいたい。

事務局：初めてアレルギー症状が出た場合の対応も含めて、学校で研修等をしていきたい。

6 加古川市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

7 加古川市学校給食センター整備運営事業者選定委員会規則を廃止する規則の制定について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

8 加古川市交通安全指導員の設置及び運営規程を廃止する規程の制定について

(教育総務部次長から説明 ※協議事項9、10についても同様の廃止理由となるため、一括で協議)

原案可決

委員：特別職非常勤職員として任用していた交通安全指導員等は、どのような立場になるか教えてもらいたい。

事務局：制度が本来想定する特別職の範囲を厳格化することに伴い、特別職非常勤職員として任用していた職員の多くは、会計年度任用職員としての任用となるが、交通安全指導員については、労務管理が困難であるため、有償ボランティアとして業務をしてもらうことになる。

9 加古川市社会教育指導員規則を廃止する規則の制定について

原案可決

10 加古川市立少年自然の家野外教育指導員設置規則を廃止する規則の制定について

原案可決

11 加古川市立学校教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則の制定について

(教育指導部参事から説明)

原案可決

委員：教員の働き方改革の一環として規則の制定を行うのか。
また、規則は管理職についても対象となるのか。

事務局：教員の勤務時間は法令上定められているが、児童、生徒指導等による慢性的な時間外勤務が発生しているため、時間外勤務の平準化による働き方改革を目的に制定したものであり、管理職も対象になる。

委員：事案により突発的な時間外勤務を行う必要が出てくる場合があるので、教員が適正に勤務できるよう学校の管理職や教育委員会で支援してもらいたい。

12 加古川市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
(教育指導部参事から説明)
原案可決

13 学校運営協議会の設置について
(教育指導部参事から説明)
原案可決

教 育 長 : 設置状況を確認しておきたい。

事 務 局 : このたびの学校運営協議会の設置により、令和2年度末には、小・中・養護学校41校のうち73パーセントの30校に設置される予定である。また、現在未設置の氷丘中学校、山手中学校、陵南中学校、氷丘小学校、氷丘南小学校、神野小学校、八幡小学校、西神吉小学校、川西小学校、陵北小学校、野口北小学校についても令和3年度からは設置予定であり、令和3年度当初は全ての学校に学校運営協議会が設置されることになる。

委 員 : 今後、中学校区単位で学校運営協議会を設置する予定はあるのか。

事 務 局 : 現在、志方中学校区が中学校区単位で学校運営協議会を設置しており、氷丘中学校区が設置を検討しているが、学校としては学校評議員制度から徐々に学校運営協議会に移行することがスムーズであると考えているため、学校単位での設置が多くなっている。各校が中学校区単位での設置を検討できるように、教育フォーラムにて志方中学校区や浜の宮中学校区の取組を紹介してきたところであるが、今後も引き続き、魅力的な活動を発信していきたい。

14 加古川市社会教育推進員の解嘱及び委嘱について
(教育指導部次長から説明)
原案可決

委 員 : 解嘱者数と委嘱者数に3名違いがある理由を教えてください。

事 務 局 : 1名については、現在町内会にて人選中である。残りの2名については、令和元年度に社会教育推進員の設置基準を500世帯ごとに1名から550世帯ごとに1名に変更したため、減少している。

○ 閉 会 午後2時35分